

福岡県公報

平成三十年四月十日
第三千九百八十二号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

- 政治団体の設立届 (市町村支援課) ……………一
- 政治団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) ……………二
- 政治団体の解散届 (市町村支援課) ……………三
- 資金管理団体の指定届 (市町村支援課) ……………三
- 資金管理団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) ……………三
- 資金管理団体の指定取消届 (市町村支援課) ……………四

再掲

- 福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (廃棄物対策課) ……………四
- 青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年育成課) ……………七
- 福岡県事務処理特例条例施行規則の一部を改正する規則 (医療指導課) ……………七
- 福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………八
- 福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………一八
- 福岡県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………二〇
- 福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……………二二
- 福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令 (人事課) ……………二二

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団

体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成三十年四月十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党福岡	吉村 太志	藤田 孝司	福岡県北九州市小倉南区湯川新町四一	〇	三〇、二、二
自由民主党福岡	山内 康一	長友 大陸	福岡県福岡市早良区室見二一六二〇	〇	三〇、二、一
立憲民主党福岡	山内 康一	長友 大陸	福岡県福岡市早良区室見二一六二〇	〇	三〇、二、一
国民民主党福岡	山内 康一	長友 大陸	福岡県福岡市早良区室見二一六二〇	〇	三〇、二、一

(ニ) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	届出年月日
江夏まさ	江夏 正敏	江夏 正敏	福岡県福岡市博多区東	参議院議員	江夏 正敏、参	三〇、二、七
江夏まさ	江夏 正敏	江夏 正敏	福岡県福岡市博多区東	市議会議員	江夏 正敏、参	三〇、二、七
江夏まさ	江夏 正敏	江夏 正敏	福岡県福岡市博多区東	市議会議員	江夏 正敏、参	三〇、二、七

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3028)
〔作成〕〒812-0023 福岡市博多区奈良屋町3番1号 久野 印刷株式会社 (電話 092-262-5726)

あなたと市政をつく 唐崎 裕治 片山 泰都 福岡県宗像市土穴四一七七一 三〇、二、五
る会

池永としはる後援会 池永 利治 池永 文子 福岡県田川郡福智町伊方二六五 三〇、二、一三
二

からさき裕治後援会 唐崎 裕治 片山 泰都 福岡県宗像市土穴四一七七一 三〇、二、五

佐藤しげかず後援会 佐藤 茂和 佐藤 聡子 福岡県うきは市浮羽町朝田六六 三〇、二、二六
一一一

ナカヤマ信和後援会 中山 信和 向井 真弓 福岡県田川郡川崎町大字川崎六 三〇、二、二二
二五

藤木くにはる後援会 藤木 国治 藤木 直美 福岡県糟屋郡宇美町障子岳六一 三〇、二、二
八一七

福岡県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団
体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次の
とおり公表する。

平成三十年四月十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

政治団体 代表者 異動事項 新 旧 異動年月日
の名称 の氏名

自由民主党 南原 茂 会計責任者の 井上 博行 福田 衛 三〇、二、二
福岡市博多 区支部 氏名

日本共産党 岡田 啓助 会計責任者の 赤瀬 房子 緒方進之助 二九、八、一
田川地区委 員会 氏名

日本共産党 宇土 博史 代表者の氏名 宇土 博史 永田 浩一 二九、三、二〇
門司・小倉 地区委員会

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体 代表者 異動事項 新 旧 異動年月日
の名称 の氏名

朝倉薬劑師連 平位 昌稔 代表者の氏名 平位 昌稔 渡辺 泰祐 三〇、二、一六
盟 氏名 会計責任者の 貞苅 幹子 平位 典嗣

あたか紀幸後 阿高 紀幸 会計責任者の 阿高 紀幸 阿高 幸代 二九、九、二三
援会 氏名

主たる事務所 福岡県糟屋郡篠 栗町大字尾仲四 栗町大字乙犬六 二九、一〇、二
の所在地 三五〇一 プレ 二四
リユード篠栗二 三〇三号

あなたと市政 唐崎 裕治 主たる事務所 福岡県宗像市田 福岡県宗像市土 三〇、二、七
をつくる会 熊二一三一三〇 穴四一七七一

井上順吾後援 百田 篤 代表者の氏名 百田 篤 佐々木健一 二九、四、二七
会 順栄会

奥村祥子後援 奥村 祥子 会計責任者の 村田 隆和 塚本 君恵 三〇、一、四
会 氏名

かつだやすし 勝田 靖 会計責任者の 福島 直美 勝田 幸代 三〇、二、一三
後援会 氏名

河田圭一郎後 河田圭一郎 会計責任者の 河田 洋海 永野 修久 二八、一、一
援会 氏名

神崎聡後援会 神崎 聡 会計責任者の 山本佐和子 山本 徳孝 三〇、二、二七
氏名

坂井こうじ後 坂井 孝治 主たる事務所 福岡県小郡市小 福岡県小郡市小 三〇、二、四
援会 の所在地 郡一〇〇一七 郡一三一七一
ヴェルデ小郡 二〇二

しみず健太郎 谷口 精次 会計責任者の 早川 福夫 高橋 明 三〇、二、一〇
後援会 氏名

城山雅朗後援会 原 宇成 代表者の氏名 原 宇成 児玉 栄太 三〇、一、一

すえなが信行 末永 信行 主たる事務所 福岡県糸島市二 福岡県糸島市二 三〇、二、一
後援会 の所在地 丈深江一七〇二 丈深江一三二六 一五

せきおか俊実 仲村 和行 代表者の氏名 仲村 和行 松澤 善裕 三〇、二、一
後援会

田口よしひろ 松崎 英人 代表者の氏名 松崎 英人 仰木 節夫 二九、五、五
後援会

藤木くにはる 御手洗寿乃 代表者の氏名 御手洗寿乃 藤木 国治 三〇、二、一六
後援会

みらい福岡 国分 徳彦 代表者の氏名 国分 徳彦 笠 康雄 二九、五、二六

牟田口みち子 牟田口美智 主たる事務所 福岡県三潴郡大 福岡県三潴郡大 三〇、二、二六
後援会 の所在地 木町大字上牟田 木町大字上牟田 口四〇五 口九一四一二

福岡県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年四月十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

糸島の魅力を全力発信する会 森次 栄作 三〇、二、二六

犬塚育後援会 堀川澄之助 二九、一一、二〇

かとう武朗後援会 加藤 尚彦 三〇、二、二二

黒田公二後援会 黒田 公二 二九、一一、二七

幸福実現党福岡第六区選挙区支部 小宮まなぶ後援会 西原 忠弘 二九、一一、三一

白水えいじ後援会（設立届出年月日 二五、一一、一七） 西村 尚志 二九、一一、三一

すえなが信行後援会 白水 英至 二九、一一、一四

たなか多輝子後援会 末永 信行 三〇、二、一九

ナカヤマ信和後援会（主たる事務所の所在地 田川郡川崎町大字 田中多輝子 二九、一一、三一
川崎四四七―一） 中山 信和 三〇、二、二二

牧園りゅういち後援会 牧園 龍一 三〇、二、二二

もりつく栄作後援会 森次 栄作 三〇、二、二六

福岡県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成三十年四月十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

資金管理団体の届出を 公職の種類 資金管理団体の 主たる事務所の所在地 指定年月日

した者（代表者）の氏名 名称

小野 寿義 小郡市議会 小野ひさよし後 福岡県小郡市三沢三九四四―一 三〇、二、九

唐崎 裕治 宗像市長 からさき裕治後 福岡県宗像市土六四―一七―一 三〇、二、一

福岡県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定によ

る資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年四月十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
牟田口美智子	牟田口みち子後援会	主たる事務所の所在地	福岡県三潁郡大木町大字上牟田口四〇五	福岡県三潁郡大木町大字上牟田口九一四一二	三〇、二、二六

福岡県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第二項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年四月十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 法第十九条第三項第一号による届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
黒田 公二	黒田公二後援会	二九、一、二七
牧園 龍一	牧園りゅういち後援会	三〇、二、二二
森次 栄作	もりつぐ栄作後援会	三〇、二、二六

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を制定し、

ここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十五号

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成四年福岡県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条を第二十一条とし、第十七条の次に次の三条を加える。

（二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の変更等の届出に係る新たな認定証の交付）

第十八条 知事は、法第十二条の七第九項の規定による届出又は令第六条の七の二の規定による届出を受けた場合であつて、当該届出を行った者の認定証の記載事項に変更が生じたときは、新たに認定証を交付するものとする。

（二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定証の再交付）

第十九条 法第十二条の七第一項の規定により二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けた者は、当該認定に係る認定証をき損し、汚損し、又は亡失したときは、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証再交付申請書（様式第十五号）により知事に認定証の再交付を申請することができる。ただし、認定証をき損し、又は汚損したために再交付を申請する場合にあつては、当該認定証を添付しなければならない。

（二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定証の返納）

第二十条 法第十二条の七第一項の規定により二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、知事に認定証を返納しなければならない。

- 一 法第十二条の七第十項の規定に基づき、特例の認定を取り消されたとき。
- 二 当該認定に係る収集、運搬、処分又は再生の全部を廃止したとき。
- 三 法第十二条の七第七項の規定により、変更の認定を受けたとき。
- 四 第十八条の規定により新たな認定証の交付を受けたとき。
- 五 前条の規定により認定証の再交付を受けた後、亡失した認定証を発見したとき。

様式第十四号の次に次の一様式を加える。

様式第 1 5 号 (第 1 9 条関係)

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例
認定証再交付申請書

年 月 日

福岡県知事 殿

申請者
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証の再交付を受けたいので、福岡県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 1 9 条の規定により、次のとおり申請します。

認 定 番 号	第	号	認 定 年 月 日	年 月 日
---------	---	---	-----------	-------

再交付申請の理由	
----------	--

備考 1 認定証をき損し、又は汚損したために再交付を申請する場合は、その認定証を添付すること。
2 用紙寸法は、日本工業規格 A4 とする。

保健福祉環境
事務所收受印

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十六号

福岡県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県青少年健全育成条例施行規則（平成八年福岡県規則第十四号。）の一部を次のように改正する。

第二条の二の見出し中「利用しない」の下に「又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない」を加え、同条第一項第二号中「障害」を「障がい」に改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることにより当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。

四 青少年が心身に障がい有し、又は疾病にかかっており、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることにより当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。

第二条の三第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号を削り、同条第四号中「申出をする場合」の下に「又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をする場合」を加え、同号を同条第二号とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十七号

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年福岡県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表五の項下欄チを削り、同欄リ中「第四十六条の四第七項第四号」を「第四十六条の八第四号」に改め、同欄中リをチとし、チの次に次のように加える。

リ 法第五十二条第一項に規定する医療法人（北九州市、福岡市及び久留米市にあつては、当該市内に事務所並びに全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院を有する医療法人（以下この項において「市所管法人」という。）を除く。以下ヌ、レ、ソ及びケからエまでにおいて同じ。）の事業報告書等

別表五の項下欄ヌ中「第五十条第三項」を「第五十四条の九第五項」に改め、同欄ルを削り、同欄ヲをルとし、ワからラまでをヲからナまでとし、同欄ナの次に次のように加える。

ラ 施行規則第二十五条の二に規定する診療用粒子線照射装置の届出に係る書類
別表五の項下欄オ中「及び診療用粒子線照射装置」を削り、同欄ク中「診療用粒子線照射装置に係るものを除く。」を削り、同欄ケ中「第三十一条の三」を「第三十一条の五」に改め、同欄コ中「第三十一条の五」を「三十一条の五の二」に改め、同欄クをフとし、フの次に次のように加える。

コ 施行規則第三十一条の五の三に規定する医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する許可の申請書

別表五の項下欄エ中「第三十二条第一項」を「第三十三条の二十五第一項」に改め、同欄ア中「第三十五条」を「第三十五条の二」に、「医療法人合併」を「医療法人吸収合併」に改め、同欄アの次に次のように加える。

サ 施行規則第三十五条の五に規定する医療法人新設合併の認可の申請書
キ 施行規則第三十五条の八に規定する医療法人吸収分割の認可の申請書

ユ 施行規則第三十五条の十一に規定する医療法人新設分割の認可の申請書

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

福岡県告示式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十八号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

福岡県行政組織規則（昭和三十四年福岡県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第一款 職員研修所（第六十六条―第六十八条）

第一款の二 公文書館（第六十八条の二―第六十八条の四）

第二款 東京事務所（第六十九条―第七十一条）

第三款 県税事務所（第七十二条―第七十四条）

第四款 消防学校（第七十五条―第七十七条）

第五款 削除

第六款 削除

「第一款 公文書館（第六十六条―第六十八条）

第二款 職員研修所（第六十九条―第七十一条）

第三款 県税事務所（第七十二条―第七十四条）

第四款 消防学校（第七十五条―第七十七条）

第五款 削除

「第一款 パスポートセンター（第八十四条―第八十六条）」を

「第一款 東京事務所（第八十一条―第八十三条）

第二款 パスポートセンター（第八十四条―第八十六条）」に、

「第四款 河川総合開発事務所（第二百四十条―第二百四十二条）」を「第四款 削除」に改める。

第七条第二項第二号の表交通政策課の項中「企画鉄道係」を「交通企画係 鉄道係」に改め、同項第四号の表医療保険課の項中「保険審査係」を「国保運営係 事業支援係」に改め、同項第五号の表障がい福祉課の項中「自立支援係 指定指導係」を「自立支援係」に改め、同項第六号の表自然環境課の項中「野生生物係 環境影響審査係」を「環境影響審査係 野生生物係」に改め、同項第九号の表河川課の項を次のように改める。

河川管理課

管理係 維持係 水防係 災害対策係

第七条第二項第九号の表河川開発課の項を次のように改める。

河川整備課

計画係 整備第一係 整備第二係

第七条の二第一項の表文化振興課の項中「世界遺産登録推進室」を「世界遺産室」に改め、同表医療指導課の項の次に次のように加える。

障がい福祉課

障がい福祉サービス指導室

第七条の二第一項の表漁業管理課の項を削る。

第七条の二第二項の表中「世界遺産登録推進室」を「世界遺産室」に改め、同表全国豊かな海づくり大会推進室の項を次のように改める。

障がい福祉サービス指導室

指導係 指定係

第十一条第三号中「研修（派遣研修を除く。）その他」を削り、同条中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号を第二十五号とする。

第十二条第五号中「（派遣研修に限る。）」を削り、同条に次の一号を加える。

二十三 職員研修所に関すること。

第十四条第十八号を削り、同条中第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とする。

第二十条の四第一項中第二十号を第二十一号とし、第十九号を第二十号とし、同項第十八号の次に次の一号を加える。

十九 東京事務所に関する事務。

第二十条の四第二項中「第十九号及び第二十号」を「第二十号及び第二十一号」に改める。

第二十号の十一第二号中「企画鉄道係」を「交通企画係」に改め、ハを削り、同号の次に次の一号を加える。

三 鉄道係

イ 鉄道の整備促進に関する事務。

第二十二号第一号及びヌ中「世界遺産登録推進室」を「世界遺産室」に改める。

第二十四号の見出し及び同条各号列記以外の部分中「世界遺産登録推進室」を「世界遺産登録の推進」を「保存及び活用」に改める。

第二十五条第一項第七号中「障害者」を「障がい者」に改める。

第三十条を次のように改める。

(私学振興・青少年育成局私学振興課の所掌事務)

第三十条 第七条第二項に規定する人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課の所掌事務は次のとおりとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の施行に関する事務のうち、私立学校に関する事務。

二 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）の施行に関する事務のうち、私立学校の教育職員に関する事務。

三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の施行に関する事務。

四 産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）、理科教育振興法（昭和二十八年法律第八十六号）、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）及びスポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）の施行に関する事務のうち、私立学校の補助金に関する事務。

五 学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）の施行に関する事務のうち、私立学校に関する事務。

六 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の規定に基づく私立学校施設災害復旧事業に関する事務。

七 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）の施行に関する事務。

八 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）の施行に関する事務のうち、私立学校に関する事務。

九 いじめ防止対策推進法の施行に関する事務のうち、私立学校に係るもので他課に属しないこと。

十 私立学校教育功労者の表彰、叙勲及び褒賞その他表彰に関する事務。

十一 私立学校教育の助成に関する事務。

十二 高等学校等奨学給付金に関する事務のうち、私立学校に関する事務。

十三 私立学校の生徒等に対する就学支援に関する事務。

十四 庶務に関する事務。

十五 財務会計に関する事務。

2 私学振興・青少年育成局私学振興課私学第一係の所掌事務は、前項第一号、第二号及び第三号（立入検査を除く。）に掲げる事務のうち他係に属しないこと並びに同項第五号、第九号、第十号、第十四号及び第十五号に掲げる事務とする。

3 私学振興・青少年育成局私学振興課私学第二係の所掌事務は、第一項第一号、第二号及び第三号（立入検査を除く。）に掲げる事務のうち私立幼稚園に関する事務並びに同項第四号、第六号、第七号（立入検査を除く。）及び第十一号に掲げる事務とする。

4 私学振興・青少年育成局私学振興課私学第三係の所掌事務は、第一項第八号、第十二号及び第十三号に掲げる事務とする。

第三十一条の三第一号中カをヨとし、ヌからワまでをルからカまでとし、リの次に次のように加える。

ヌ 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）の施行に関する事務。

第三十一条の六を次のように改める。

(医療保険課の所掌事務)

第三十一条の六 第七条第二項に規定する保健医療介護部医療保険課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 財政係

イ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の施行に関する事務のうち、費用（特定健康診査等に要するものを除く。）の負担に関すること。

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事務のうち、前期高齢者に係る保険者間の費用の負担の調整及び後期高齢者医療制度に係る費用等に関すること。

ハ 庶務に関すること。

ニ 財務会計に関すること。

二 国保運営係

イ 国民健康保険法の施行に関する事務のうち、国民健康保険運営方針に関すること。

ロ イに定めるもののほか、国民健康保険法の施行に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

三 事業支援係

イ 国民健康保険法の施行に関する事務のうち、保険給付（保険医療機関等の指導及び報告等に係るものを除く。）及び保健事業（特定健康診査等に係るものを除く。）に関すること。

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事務のうち、後期高齢者医療制度に関すること（費用等並びに審査請求並びに保険医療機関等の指導及び報告等並びに指定訪問看護事業者に対する指導に係るものを除く。）。

ハ ロに定めるもののほか、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

四 保険指導係

イ 国民健康保険法の施行に関する事務のうち、保険医療機関等の指導、報告等及び監督並びに審査請求に関すること。

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関する事務のうち、保険医療機関等の指導及び報告等並びに審査請求に関すること。

第三十一条の七の二第二号に次のように加える。

ハ 介護医療院の整備に関すること。

第三十一条の七の五第二号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第一百十号）の施行に関すること。

第三十一条の七の六第一号ハ中「障害者」を「障がい」に改め、同号ニ中「こと」の下に「（福祉労働部障がい福祉課障がい福祉サービス指導室に係るもの（公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関する）ことを除く。）を含む。」を加え、同号ホ中「こと」の下に「（福祉労働部障がい福祉課障がい福祉サービス指導室に係るものを含む。）」を加え、同条第三号を削り、同条第四号イ中「障害児に関する」を「障がい児に係るもので他係に属しない」に改め、同号ニ中「障害児」を「障がい児」に改め、同条第三号とする。

第三十一条の七の十を削り、第三十一条の七の九を第三十一条の七の十とする。

第三十一条の七の八第三号中イを削り、ロをイとし、ハからヌまでをロからリまでとし、同条第四号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）の施行に関すること。

第三十一条の七の八を第三十一条の七の九とする。

第三十一条の七の七第一号ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の施行に関すること。

第三十一条の七の七第二号中イを削り、ロをイとし、ハからヘまでをロからホまでとし、同条を第三十一条の七の八とする。

第三十一条の七の六の次に次の一条を加える。

（障がい福祉課障がい福祉サービス指導室の所掌事務）
第三十一条の七の七 第七条の二第一項に規定する福祉労働部障がい福祉サービス指導室の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 指導係

イ 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第二項第二号（障がい児に係るものに限る。）及び第四号に規定する第一種社会福祉事業並びに同法第二条

第三項第二号（障害児通所支援事業に限る。）及び第四号の二に規定する第二種社会福祉事業に係る社会福祉施設の運営状況の調査、監査及びこれに伴う指導に関すること。

ロ 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第二項第二号（障がい児に係るものに限る。）及び第四号に規定する第一種社会福祉事業並びに同法第二条第三項第二号（障害児通所支援事業に限る。）並びに第四号の二、第五号及び第六号に規定する第二種社会福祉事業に係る社会福祉法人の運営状況の調査、監査及びこれに伴う指導に関すること。

ハ 児童福祉法の施行に関する事務のうち、障害児入所施設及び障害児通所支援事業所の指導及び監査に関すること。

ニ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事務のうち、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の指導及び監査に関すること。

ホ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）の施行に関すること。

ヘ 庶務に関するものうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

二 指定係

イ 社会福祉法の施行に関する事務のうち、同法第二条第二項第二号（障がい児に係るものに限る。）及び第四号に規定する第一種社会福祉事業並びに同法第二条第三項第二号（障害児通所支援事業に限る。）及び第四号の二に規定する第二種社会福祉事業に関するもので他係に属しないこと。

ロ 児童福祉法の施行に関する事務のうち、障害児入所施設及び障害児通所支援事業所に関するもので、他係に属しないこと。

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する事務のうち、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等に関するもので他係に属しないこと。

第三十一条の十第三号イ及び第三十一条の十の二第二号中「産業廃棄物」の下に「及び有害使用済機器」を加える。

第三十一条の十一中第一号を削り、同条第二号に次のように加える。

チ 自然環境行政の総合企画、調査及び調整に関すること。
リ 庶務に関すること。

又 財務会計に関すること。

第三十一条の十一中第二号を第一号とし、第一号の次に次のように加える。

二 野生生物係

イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ロ 生物多様性基本法（平成二十年法律第五十八号）の施行に関すること。

第四十一条第一号イ中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改める。

第四十二条第五号イ中「農業災害補償法」を「農業保険法」に改める。

第四十三条の二の二第一号中ロを削り、ハをロとし、ロの次に次のように加える。

ハ 稲、麦類（大麦、はだか麦及び小麦）及び大豆の種子の生産及び供給に関すること。

第四十三条の六第二号イ中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改める。

第四十三条の八第一号ロ中「漁業管理課全国豊かな海づくり大会推進室及び一局」を削る。

第四十三条の八の二を削る。

第四十三条の九第二号イ及び同条第三号ロ中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改める。

第五十条第四号イ中「河川課、河川開発課」を「河川管理課、河川整備課」に改める。

第五十三条及び第五十三条の二を次のように改める。

（河川管理課の所掌事務）

第五十三条 第七条第二項に規定する県土整備部河川管理課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 管理係

イ 公有水面埋立法の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

ロ 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）の施行に関すること。

ハ 河川法の規定に基づく河川の維持管理に関すること（技術に関するものを除く）。

ニ 砂利採取法の施行に関する事務のうち、採取計画の認可等に関する事務で他課に属しないこと。

ホ 鉄道事業法の規定に基づく河川、溝渠及び運河等に関すること。

ヘ 国土交通省所管の国有財産のうち、河川法が適用又は準用される河川に関する
こと。

ト 庶務に関すること。

チ 財務会計に関すること。

二 維持係

イ 河川法の規定に基づく河川の維持管理のうち、技術に関すること。

ロ 河川法の規定に基づくダム等の維持管理に関すること。

ハ 土木総合防災情報システムの運用管理に関すること。

三 水防係

イ 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）の施行に関する事務のうち、他課に
属しないこと。

四 災害対策係

イ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定に基づく公共土木施設の災害復
旧事業のうち、県土整備部所管に係るものに関すること（港湾に係るものを除く
）。

ロ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の規定に基づく特別
財政援助額等の算定に関すること。

ハ 県土整備部に係る災害の総括に関すること。

ニ イからハまでに定めるもののほか、河川施設の災害復旧事業に関すること。

（河川整備課の所掌事務）

第五十三条の二 第七条第二項に規定する県土整備部河川整備課の各係ごとの所掌事務
は、次のとおりとする。

一 計画係

イ 河川法の規定に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画に関すること。

ロ 河川事業の企画調査に関すること。

ハ 庶務に関すること。

ニ 財務会計に関すること。

二 整備第一係

イ 河川の治水に関するものうち、他係に属しないこと。

三 整備第二係

イ 河川の治水に関すること（市町村が管理する河川の治水及び災害発生等による
緊急の河川改修に関するに限る。）。

第六十条第二号中ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トの次に次のように加える

。

チ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法
律第一百二十二号）の施行に関すること。

第六十五条第一項第一号の表福岡県麻薬中毒審査会の項の次に次のように加える。

福岡県国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第十一条第一項及び第三項に規定する国民健康保険事業の運営に関する事項を審議すること。	保健医療介護部 医療保険課
----------------	---	---------------

第六十五条第一項第一号の表福岡県農業共済保険審査会の項中「農業災害補償法第百
三十一条及び第四百四十三条の二」を「農業保険法第七十一条及び第二百二十二条」に
改める。

第六十五条第一項第二号の表福岡県個人情報保護審議会の項中「第三十条の九第二項
」を「第三十条の四十第二項」に改め、同表福岡県国民健康保険運営協議会の項を削り
、同表福岡県水防協議会の項中「河川課」を「河川管理課」に改める。

第四章第一節第一款を削る。

第六十八条の二を第六十六条とし、第六十八条の三を第六十七条とし、第六十八条の
四を第六十八条とする。

第四章第一節第一款の二を第一款とする。

第四章第一節第二款を次のように改める。

第二款 職員研修所

(設置、名称及び位置)

第六十九条 県職員の研修を行うため、職員研修所を設置する。

2 職員研修所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福岡県職員研修所	大野城市大字乙金八番一

(役付職員)

第七十条 職員研修所に所長、次長及び研修主幹を置く。

(所掌事務)

第七十一条 職員研修所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 県職員の研修に関すること。
- 二 研修の内容、方法等の調査、研究及び開発に関すること。
- 三 庶務に関すること。
- 四 財務会計に関すること。
- 第七十二条の表福岡県筑紫県税事務所の項中「筑紫郡」を「那珂川市」に改める。
- 第四章第一節第六款を削る。
- 第四章第一節の二中第一款を第二款とし、同款の前に次の一款を加える。

第一款 東京事務所

(設置、名称、内部組織、位置及び担当地域)

第八十一条 各省各庁その他関係行政機関及び関係の団体若しくは個人との県行政に係る事項の連絡又はあつ旋等並びに情報収集を行うため、東京事務所を設置する。

2 東京事務所の名称、内部組織、位置及び担当地域は、次のとおりとする。

名称	内部組織	位置	担当地域
福岡県東京事務所	総務課 行政第一課 行政第二課 行政第三課 行政第四課 行政第五課	東京都港区西新橋二丁目八番六号	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県及びその近県一円

(役付職員)

第八十二条 福岡県東京事務所に所長、副所長及び企画主幹を、同所の各課に課長を置く。

(所掌事務)

第八十三条 福岡県東京事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 関係行政機関及び関係の団体又は個人との連絡及び情報収集に関すること。
- 二 県物産の紹介及びあつ旋並びに販路拡張に関すること。
- 三 観光に関すること。
- 四 企業等の誘致に関すること。
- 五 庶務に関すること。
- 六 財務会計に関すること。

2 福岡県東京事務所総務課の所掌事務は、前項第五号及び第六号に掲げる事務とする。

3 福岡県東京事務所行政第一課の所掌事務は、第一項一号に掲げる事務のうち、内閣府、総務省、法務省、財務省及び防衛省に係るものに関することとする。

4 福岡県東京事務所行政第二課の所掌事務は、第一項一号に掲げる事務のうち、文部科学省に係るものに関することとする。

5 福岡県東京事務所行政第三課の所掌事務は、第一項一号に掲げる事務のうち、外務省、厚生労働省及び環境省に係るものに関することとする。

6 福岡県東京事務所行政第四課の所掌事務は、第一項一号に掲げる事務のうち、農林水産省に係るものに関することとする。

7 福岡県東京事務所行政第五課の所掌事務は、第一項一号に掲げる事務のうち、経済産業省に係るものに関することとする。

8 福岡県東京事務所行政第六課の所掌事務は、第一項一号に掲げる事務のうち、国土交通省に係るものに関することとする。

9 福岡県東京事務所企業誘致第一課の所掌事務は、第一項第四号に掲げる事務のうち

行政第六課	
企業誘致第一課	
企業誘致第二課	

、国内企業に係るものに関するものとする。
 10 福岡県東京事務所企業誘致第二課の所掌事務は、第一項第四号に掲げる事務のうち、海外企業に係るものに関するものとする。

第八十七条第一項の表福岡県筑紫保健福祉環境事務所の項中「保護課」を削り、「筑紫郡」を「那珂川市」に、「第八十九条第一項第七号及び第八号」を「第八十九条第一項第六号及び第七号」に改め、同条第二項の表福岡県筑紫保健所の項中「筑紫郡」を「那珂川市」に改める。

第八十八条第五項中「福岡県筑紫保健福祉環境事務所の保護課並びに」を削る。

第八十九条第一項第四号ホを削り、同号へを同号ホとし、同号トからカまでをへからワまでとし、同号カ中「(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の実地指導に関するものを除く。)」を削り、同項第五号を削り、同項中第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号ヨ中「特定自動車排出ガスの規制等に関する法律」を「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に改め、同号を同項第七号とし、同条第二項第四号イの次に次のように加える。

ロ 児童扶養手当法に基づく認定請求に必要な遺棄証明の発行に関するもの。

第八十九条第二項第五号イ(1)中「前項第五号に規定する」を「行旅病人及行旅死亡人取扱法の施行に関する」に改め、同号イに次のように加える。

- (2) 生活保護法の施行に関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関するもの。
- (3) ホームレスの自立支援に関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関するもの。

第八十九条第二項第五号ロ(1)中「前項第五号」を「イ」に改め、同項第六号イ及びロ中「前項第五号」を「前号イ」に改め、同項第七号イ及びロ中「前項第五号」を「第五号イ」に改め、同項第八号ニを削り、同条第四項第四号イ(2)中「ホ、チ、ヲ及びワ」を「ト、ル及びユ」に改め、同号イに次のように加える。

- (3) 第二項第四号ロに規定する事務

第八十九条第四項第四号ロ(1)中「障害児」を「障がい児」に改め、同号ロ(2)中「へ、ト、リからルまで及びカ」を「ホ、へ、チからヌまで及びワ」に改め、同項第五号及び第六号中「第一項第五号」を「第二項第五号イ」に改め、同項第七号イ中「第一項第七

号」を「第一項第六号」に改め、同項第八号中「第一項第八号」を「第一項第七号」に改め、同条第五項第五号及び第六号中「第一項第五号」を「第二項第五号イ」に改め、同項第八号イ中「第一項第七号」を「第一項第六号」に改め、同項第九号中「第一項第八号」を「第一項第七号」に改め、同条第六項第四号中「第一項第四号」を「第二項第四号」に改め、同項第五号から第十号までの規定中「第一項第五号」を「第二項第五号イ」に改め、同項第十二号イ中「第一項第六号」を「第一項第五号」に改め、同条第七項第四号イ中「第一項第四号」を「第二項第四号」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 保護課

イ 行旅病人及行旅死亡人取扱法の施行に関するもの。

ロ 生活保護法の施行に関する事務のうち、他課に属しないもの。

ハ ホームレスの自立支援に関するもの。

第八十九条第七項第六号イ中「第一項第六号」を「第一項第五号」に改め、同項第七号イ(1)中「第一項第七号」を「第一項第六号」に改め、同号ロ(1)中「第一項第八号」を「第一項第七号」に改め、同条第八項第五号イ中「第一項第五号」を「前項第五号」に改め、同項第七号イ中「第一項第七号」を「第一項第六号」に改め、同項第八号イ中「第一項第八号」を「第一項第七号」に改め、同条第九項第四号イ中「第一項第四号」を「第二項第四号」に改め、同項第五号及び第六号中「第一項第五号」を「第二項第五号イ」に改め、同項第七号イ(1)中「第一項第七号」を「第一項第六号」に改め、同号ロ(1)中「第一項第八号」を「第一項第七号」に改める。

第九十五条第一号ロ及びハ並びに同条第二号及び第三号中「精神障害者」を「精神障がいのある人」に改める。

第九十八条第二号中「筑紫郡」を「那珂川市」に改める。

第九十九条の表福岡県福岡児童相談所の項中「筑紫郡」を「那珂川市」に改める。

第二百二条第二項の表児童自立支援施設の項中「筑紫郡那珂川町」を「那珂川市」に改める。

第百四条第二号ロ(1)中「障害」を「障がい」に改める。

第百七条第一号イ、ハ及びニ中「知的障害者」を「知的障がいのある人」に改め、同条第二号ロ(1)、(3)及び(4)中「身体障害者」を「身体障がいのある人」に改める。

第百八条の表福岡県福岡労働者支援助事務所の項中「筑紫郡」を「那珂川市」に改める。

第百十一条の表福岡県立福岡高等技術専門校の項中「第一種情報処理系ソフトウェア管理科 ものづくり溶接科」を「第二種情報処理系プログラム設計科 ロボット溶接技術科」に改め、「建築科」を「建築科 デジタルエンジニアリング科」に改め、同表福岡県立小竹高等技術専門校の項中「ものづくり鉄工科 機械科」を「機械科」に改め、同表福岡県立大牟田高等技術専門校の項中「溶接科 機械科」を「ロボット溶接技術科」に改める。

第百十三条第二項二号イ中「第一種情報処理系ソフトウェア管理科及び建築科」を「第二種情報処理系プログラム設計科、建築科及びデジタルエンジニアリング科」に改め、同項第三号イ中「ものづくり溶接科」を「ロボット溶接技術科」に改め、同条第三項第三号イ中「ものづくり鉄工科」を削り、同条第四項二号イ中「溶接科及び機械科」を「及びロボット溶接技術科」に改める。

第百三十八条の表福岡県福岡中小企業振興事務所の項中「筑紫郡」を「那珂川市」に改める。

第百六十二条第一項の表福岡県福岡農林事務所の項中「筑紫郡」を「那珂川市」に改め、同条第二項中「（平成十一年福岡県条例第五十四号）」を削り、同条第三項の表福岡県福岡農林事務所福岡普及指導センターの項中「筑紫郡」を「那珂川市」に改める。

第百六十四条第一項第一号ハ(1)中(オ)を削り、(カ)を(オ)とし、(キ)から(ス)までを(カ)から(シ)までとし、同号ハ(1)の次に次のように加える。

(ス) 稲、麦類（大麦、はだか麦及び小麦）及び大豆の種子の生産及び供給に関すること。

第百六十四条第一項第一号ハ(2)及び(3)中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改め、同号ホ(3)ア中「宗像市、福津市及び古賀市の区域の」を削り、同号ト(2)ア中「筑紫郡」を「那珂川市」に改め、同条第二項第一号へ(1)中「農地環境整備事業」の下に「、排水対策特別事業」を加え、同条第五項第一号へ(1)ア中「並びに大牟田市、柳川市及びみやま市の区域の」を「及び」に改め、同号へ(2)イ中「広川町の区域の農業水利施設保全対策事業」を「防災ダム事業」に改める。

第百七十七条の表福岡県中央家畜保健衛生所の項中「筑紫郡」を「那珂川市」に改め

る。

第百八十条第二項の表福岡県筑後川水系農地開発事務所の項中

「管理課

管理係

用地係 「管理計画課

計画課

第一係 管理係

第二係 を 計画第一係 計画第二係 に改める。

工事第一課 工事課

第一係 第一係

第二係 第二係

工事第二課

第一係

第二係

第百八十二条第二号中「管理課」を「管理計画課」に改め、ロを削り、イの次に次のように加える。

ロ 計画第一係

(1) 事業の調査及び計画に関すること。

ハ 計画第二係

(1) 事業の総合企画及び調整に関すること。

第百八十二条第三号を削り、同条第四号中「工事第一課」を「工事課」に改め、同号イ(1)中「他課及び」を削り、同号ロ(1)中「所長の指定する区域の」を削り、同号ロに次のように加える。

(2) 事業に係る用地の取得及び損失の補償に関すること。

第百八十二条第四号を第三号とし、同条第五号を削る。

第二百三十一条第一項の表福岡県京築県土整備事務所の項中

第二百三十三条第一項第五号二中「(河川総合開発事務所の所掌事務であるものを除く。)」を削り、同条第五項中「各課」との下に「及び伊良原ダム管理出張所」を加え、同項に次の一号を加える。

七 伊良原ダム管理出張所

イ 伊良原ダム(以下この号中「ダム」という。)の操作に関する事

ロ ダム、貯水池その他付属施設の維持管理に関する事

ハ 気象、水象等の調査測定に関する事

ニ テレメーター装置、警報設備及び無線電話の操作及び維持管理に関する事

ホ 庶務に関する事

ヘ 財務会計に関する事のうち、公有財産の管理並びに物品の管理及び保管に関する事

第二百三十三条第六項第五号二中「災害河川課」を「災害河川第一課」に改め、「の河川」の下に「に関する事務のうちセンター長の指定するもの」を加え、同号ホ中「災害砂防課」を「災害砂防第一課」に改め、「砂防施設」の下に「に関する事務のうちセンター長の指定するもの」を加え、同号ホを同号へとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 災害河川第二課

(1) 平成二十九年七月豪雨災害関係事業の河川に関する事務のうちセンター長の指定するものに関する事

第二百三十三条第六項第五号に次のように加える。

ト 災害砂防第二課

(1) 平成二十九年七月豪雨災害関係事業の砂防施設に関する事務のうちセンター長の指定するものに関する事

第二百三十三条第七項第三号中「道路課」を「道路維持課」に、「第二項第四号」を「第一項第三号」に改め、同項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 道路建設課

イ 第一項第四号に規定する事務

第二百三十三条第十一項中「南畑ダム管理出張所」を「南畑・五ヶ山ダム管理出張所

」に改め、同項第八号イ中「南畑ダム」の下に「及び五ヶ山ダム」を加え、同条第十二項第二号二中「(河川総合開発事務所の所掌事務であるものを除く。)」を削る。

第四款 削除

第二百四十条から第二百四十二条まで 削除

第二百六十条の二の二第二項中「、河川総合開発事務所の係を有しない課」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第三十一条の三第一号りの次に次のように加える規定は、平成三十年六月十五日から、第七十二条の改正規定、第八十七条の改正規定、第八十八条の改正規定、第八十九条の改正規定、「(指

障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の実施指導に関する事(指)を削る部分、「特定自動車排出ガスの規制等に関する法律」を「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に改める部分、同条第二項第八号ニを削る部分及び同条第四項第四号ロ(1)に係る部分を除く。)、第九十八条の改正規定、第九十九条の改正規定、第二百二条の改正規定、第八十八条の改正規定、第三百三十八条の改正規定、第六十二条の改正規定(「(平成十一年福岡県条例第五十四号)」を削る部分を除く。)、第六百六十四条の改正規定(「筑紫郡」を「那珂川市」に改める部分に限る。)、第七百七十七条の改正規定及び第二百三十一条の改正規定(「筑紫郡那珂川町」を「那珂川市」に、「筑紫郡」を「那珂川市」に改める部分に限る。))は、平成三十年十月一日から施行する。

(福岡県財務規則の一部改正)

2 福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正す

る。
別表二東京事務所の項から消防学校の項財務担当所名の欄及び出納員の欄を次のように改める。

別表二中

東京事務所	総務課長
-------	------

県税事務所	副所長（二人の副所長を置く県税事務所にあつては会計事務を担当する副所長、副所長を置かない県税事務所にあつては総務課長）
消防学校	庶務課長

を

県税事務所	副所長（二人の副所長を置く県税事務所にあつては会計事務を担当する副所長、副所長を置かない県税事務所にあつては総務課長）
消防学校	庶務課長
東京事務所	総務課長

に改める。

3 福岡県河川法施行細則（昭和四十三年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（用語の意義）

第二条 この規則において「管理河川」とは、法第九条第二項に規定する指定区間内の

一級河川（法第九条第五項の規定に基づき指定都市の長が管理する河川の区間を除く。以下同じ。）及び法第五条第一項の二級河川（法第十条第二項の規定に基づき指定都市の長が管理する河川の区間を除く。以下同じ。）をいう。

第十九条及び第二十条（見出しを含む。）中「県土整備事務所長等」を「県土整備事務所長」に改める。

（福岡県犬鳴ダム管理用自家用電気工作物保安規則の一部改正）

4 福岡県犬鳴ダム管理用自家用電気工作物保安規則（平成五年福岡県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「河川課長」を「河川管理課長」に改める。
 第五条第三項の表中「河川課」を「河川管理課」に改める。
 別表第一中「~~河川課~~」を「~~河川管理課~~」に改める。
 別表第二中「~~河川課~~」を「~~河川管理課~~」に改める。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十九号

福岡県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の職の設置に関する規則（昭和五十年福岡県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

附則別表第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部改正）

2 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則（昭和三十三年福岡県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。
 別表第三を次のように改める。

別表第3（第3条関係）
初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給	職種	学歴免許等	初任給	職種	学歴免許等	初任給
自動車運転士	中学卒	1級9号給	動物愛護管理技術員	中学卒	1級9号給	用務員	中学卒	1級1号給
監視	中学卒	1級9号給	工手	中学卒	1級9号給	/		
河川監視	中学卒	1級9号給	農業技術員	中学卒	1級9号給			
土木工手	中学卒	1級9号給	林業技術員	中学卒	1級9号給			
道路技術員	中学卒	1級9号給	衛生用務員	中学卒	1級1号給			

備考

- 1 この表は、職種の欄の区分及び学歴免許等の欄の区分に応じて適用する。
- 2 新たに職員となつた者のうち学歴免許等の欄に掲げる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数を有する者の初任給は、任用の事情等を考慮して知事が別に定める場合を除き、備考1の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を12月（10年を超える経験年数（職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間の経験年数を除く。）の月数にあつては18月）で除して得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とする。
- 3 備考1及び2に規定するもののほか、経験年数の換算、修学年数の調整その他初任給、昇給等の取扱いについては、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）の適用を受ける職員の例による。

福岡県告示条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則（昭和四十年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中、「河川総合開発事務所」及び「河川総合開発事務所」を削る。

第十八条を削り、第十八条の二を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（職員研修所長委任事項）

第十八条の二 福岡県職員研修所長に、次に掲げる事務を委任する。

一 職員研修所が行う研修を受ける職員（企業管理者及び企業局に勤務する職員に限る。）に対する旅費の支給に関すること。

第十九条の六第一号二中「第四十条第九項」を「第四十条第十項」に改め、同条第五号ヲ及びワ中「検査させること（同条第六項）」を「検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させること（同条第五項）」に改め、同号カ中「（同条第四項の規定が適用される者を除く。）」を削り、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、同号ヨを削る。

第二十条第四項第五号二中「旅館業の営業の施設の構造設備が政令に基づく基準に適合しなくなったと認めるとき、相当の期間を定めて、当該施設の構造設備をその基準に適合させるために」を削り、同条第八項第五号中「並びに地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条及び附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定による改正前の介護保険法（同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護及び同条第七項に規定する介護予防通所介護に関する部分に限る。以下この号中「平成二十六年改正前の介護保険法」という。）に規定する介護予防訪問

介護及び介護予防通所介護に関する事務」を削り、同号イ中「又は平成二十六年改正前の介護保険法第二十四条第一項」を削り、同号ロ中「又は平成二十六年改正前の介護保険法第二十四条第二項」を削り、同号ヘからチまでを削り、同号ヲ中「又は平成二十六年改正前の介護保険法第一百五十五条の七第一項」を削り、同号ワ中「又は平成二十六年改正前の介護保険法第一百五十五条の八第五項」を削り、「それぞれ法第一百五十五条の八第一項各号又は平成二十六年改正前の介護保険法第一百五十五条の八第一項各号」を「同条第一項各号」に改め、同号カ中「又は平成二十六年改正前の介護保険法第一百五十五条の九第二項」を削り、同号ヨ中「又は平成二十六年改正前の介護保険法第一百五十五条の三十三第一項」を削り、同号中リをへとし、ヌからヨまでをトからヲまでとし、同条第十三項第八号イからハ中「（実地指導に限る。）」を削り、同条第十五項第一号へ中「又は法第十八条の十三第一項」を「法第十八条の十三第一項及び法第十八条の三十一第一項」に改め、同号ト及びチ中「又は法第十八条の十三第二項」を「法第十八条の十三第二項及び法第十八条の三十一第二項」に改め、同号中ノをマとし、キをヤとし、ウをクとし、同号ムの次に次のように加える。

ウ 法第十八条の二十三第一項の規定に基づき、水銀排出施設の設置の届出を受領すること。

キ 法第十八条の二十四第一項の規定に基づき、新たに水銀排出施設となつた際、

その使用の届出を受領すること。

ノ 法第十八条の二十五第一項の規定に基づき、水銀排出施設の構造等の変更の届出を受領すること。

オ 法第十八条の二十六の規定に基づき、届出に係る水銀排出施設の構造等に関する計画の変更又は水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。

第二十條第十五項第一号に次のように加える。

ケ 施行規則第十条の六の規定に基づき、受理書を交付すること。

第二十条第十七項第一号ロ中「第十二条の六」を「第十二条の六第一項」に改める。

第二十四条中「ウ及びサ」を「ウ及びビ」に改め、同条第一号オ中「第九項」を「第十一項」に改め、同号ク中「第七項」を「第九項」に改め、同号ヤ中「同条第一項第一号及び第二号」を「同条第一項及び第二項」に、「福岡県社会福祉審議会の意見を聴く」を「家庭裁判所の承認を得る」に改め、同号中、ニを、ホとし、マから、ハまでをケ

から、二までとし、同号ヤの次に次のように加える。

マ 法第三十三条第六項の規定に基づき、申立てに対する審判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うこと。第五十条第六項第一号ロ及び第六十五条の二第一号ロ中「第百十三条の三」を「第百十三条の四」に改める。

第七十条第五項中「河川課」を「河川管理課」に改め、同項第一号ホ中「第二十二條の二第六項」を「第二十二條の三第六項」に改め、同条第九項第二号イ中「第五條第一項」を「第五條第二項」に、「許可事項の変更の許可を行うこと（設置又は管理の期間の延長又は更新の場合に限る。）」を「期間の更新の許可を行うこと」に改め、同号ロ中「こと」の下に「（法第七條第二項で定める保育所その他の社会福祉施設で施行令で定めるものについて、都市公園の占用を初めて許可し、又は許可事項の変更の許可を行う場合を除く。）」を加え、同項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項の次に次の一項を加える。
6 県土整備事務所に、次の各号に掲げる県土整備部河川整備課関係の事務を委任する。

一 河川法（以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第二十一条第三項の規定に基づき、損失補償について協議すること。

ロ 法第二十二條第一項及び第二項の規定に基づき、洪水時等において、その現場で必要な土地等を使用し、収用し、若しくは処分し、又はその付近に居住する者等を当該業務に従事させること。

ハ 法第二十二條第四項の規定に基づき、損失補償について協議すること（法第二十二條の三第六項、法第五十七條第三項、法第七十六條第二項及び法第八十九條第九項において準用する場合を含む。）。

ニ 法第二十二條の三第二項及び第三項の規定に基づき、他人の土地において高規格堤防の原状回復措置等をとろうとする場合において、当該土地の所有者及び占有者にその旨を通知して意見を聴き、及び他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合において、当該土地の占有者にその旨を通知すること。

ホ 法第八十九條第一項、第二項及び第六項の規定に基づき、他人の土地に立ち入り、又は他人の土地を材料置場等として一時使用し、土地の占有者等にその旨を通知し、及び意見を聞くこと。

第七十七條第三号を削る。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二十四條の改正規定 平成三十年四月二日
- 二 第十九條の六の改正規定 平成三十年六月一日
- 三 第二十条第四項の改正規定 平成三十年六月十五日

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第4号

本 庁

出先機関

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

福岡県職員の駐在に関する規程（昭和三十一年二月福岡県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

別表生涯学習事務関係及びスポーツ事務関係の項中「筑紫郡」を「那珂川市」に改め、同表青少年対策事務関係の項中「筑紫郡那珂川町」を「那珂川市」に改め、同表公害対策事務関係の項担当事務の欄第一号イ中「第十八條の十三第二項」の下に「及び第十八條の三十一第二項」を加え、「並びに第十八條の十五第一項及び第二項」を、「第十八條の十五第一項及び第二項、第十八條の二十三第一項、第十八條の二十四第一項並びに第十八條の二十五第一項」に改め、同号ニ中「及び第十條の三」を、「第十條の三及び第十條の六」に改め、同欄第六号イ中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、「第四条第一項及び」の下に「第二項並びに」を加える。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定中、生涯学

習事務関係、スポーツ事務関係及び青少年対策事務関係の項に係る部分は、平成三十年十月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第5号

- 本 庁
- 出 先 機 関
- 福 岡 県 警 察 本 部
- 福 岡 県 教 育 庁
- 福 岡 県 監 査 委 員 事 務 局
- 福 岡 県 人 事 委 員 会 事 務 局
- 福 岡 県 労 働 委 員 会 事 務 局
- 福 岡 県 議 会 事 務 局

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福岡県事務決裁規程（昭和四十年三月福岡県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七の二の三号中「第百六十六条第一項」の下に「及び第二百三十二条第四項」を加える。

第七条の表知事部局の項中

東京事 務所	副所長の決 裁事項	主務課の課長	所長が指定する 職員
所長の決裁 事項	副所長（副所長 が二人以上ある ときは、当該事 務を担当する副 所長。以下この 表中同じ。）	主務課の課長	

課長の決裁 事項	副所長の決 裁事項	課長の決裁 事項	課長の決裁 事項	課長の決裁 事項	課長の決裁 事項
所長が指定する 職員	主務課の課長	副所長（副所長 を置かない事務 所にあつては主 務課の課長）	副所長（副所長 を置かない事務 所にあつては主 務課の課長）	副所長（副所長 を置かない事務 所にあつては主 務課の課長）	副所長（副所長 を置かない事務 所にあつては主 務課の課長）
所長が指定する 職員	課長補佐を置く 課にあつては課 長補佐、課長補 佐を置かない課 にあつては主務 係の係長又は主 務課の副所長（係 長及び副所長を置 かない課にあつ ては、所長が指 定する職員）	課長補佐を置く 課にあつては課 長補佐、課長補 佐を置かない課 にあつては主務 係の係長又は主 務課の副所長（係 長及び副所長を置 かない課にあつ ては、所長が指 定する職員）	課長補佐を置く 課にあつては課 長補佐、課長補 佐を置かない課 にあつては主務 係の係長又は主 務課の副所長（係 長及び副所長を置 かない課にあつ ては、所長が指 定する職員）	課長補佐を置く 課にあつては課 長補佐、課長補 佐を置かない課 にあつては主務 係の係長又は主 務課の副所長（係 長及び副所長を置 かない課にあつ ては、所長が指 定する職員）	課長補佐を置く 課にあつては課 長補佐、課長補 佐を置かない課 にあつては主務 係の係長又は主 務課の副所長（係 長及び副所長を置 かない課にあつ ては、所長が指 定する職員）

課長の決裁 事項	副所長の決 裁事項	課長の決裁 事項	課長の決裁 事項	課長の決裁 事項	課長の決裁 事項
所長が指定する 職員	主務課の課長（ 副所長を置かな い事務所にあつ ては主務課の係 長又は主務課の 副所長（係長及び 副所長を置かな い課にあつては、 所長が指定する 職員）	副所長（副所長 を置かない事務 所にあつては主 務課の課長。副 所長が二人以上 あるときは、当 該事務を担当す る副所長。以下	副所長（副所長 を置かない事務 所にあつては主 務課の課長。副 所長が二人以上 あるときは、当 該事務を担当す る副所長。以下	副所長（副所長 を置かない事務 所にあつては主 務課の課長。副 所長が二人以上 あるときは、当 該事務を担当す る副所長。以下	副所長（副所長 を置かない事務 所にあつては主 務課の課長。副 所長が二人以上 あるときは、当 該事務を担当す る副所長。以下

を

出張所の所掌事務については出張所長、その他の事務については主務課(室)長の課(室)長()

災害事業センターの所掌事務については副センター長、出張所の所掌事務については出張所長、その他の事務については主務課(室)の課()

東京事務所		県税事務所及び農地開発事務所	
課長の決裁事項	副所長の決裁事項	課長の決裁事項	副所長の決裁事項
所長が指定する職員	主務課の課長	課長補佐を置く課にあつては課長補佐、課長補佐を置かない課にあつては主務係の係長又は主務課の副長(係長及び副長を置かない課にあつては、所長が指定する職員)	主務課の課長
所長が指定する職員	所長が指定する職員	課長補佐を置く課にあつては主務係の係長、課長補佐を置かない課にあつては所長が指定する職員	課長補佐を置く課にあつては課長補佐、課長補佐を置かない課にあつては主務係の係長又は主務課の副長(係長及び副長を置かない課にあつては、所長が指定する職員)

この表中同じ。所長が指定する職員)

に、

支所長の決裁事項	センター長の決裁事項	主務課(室)の課(室)長	主務係の係長又は主務課の副長
課長補佐を置く課にあつては課長補佐、課長補	主務課の課長	主務係の係長又は主務課の副長	主務係の係長又は主務課の副長

当該事務を担当する課(室)長がいな場合は、所長が指定する職員)

支所及び災害事業センターの所掌事務については主務課(室)の課(室)長、出張所の所掌事務については所長が指定する職員、その他の事務については課長補佐を置く課にあつては主務課の課長補佐、課長補佐を置かない課又は室にあつては主務係の係長又は主務課(室)の副長、係長及び副長を置かない課(室)にあつては所長が指定する職員(主務課(室)がない場合は、所長が指定する職員)

を

支所(室)長(当該事務を担当する課(室)長がいな場合は、所長が指定する職員)

支所の所掌事務については主務課(室)の課(室)長、災害事業センターの所掌事務については副センター長、出張所の所掌事務については所長が指定する職員、その他の事務については課長補佐を置く課にあつては主務課の課長補佐、課長補佐を置かない課又は室にあつては主務係の係長又は主務課(室)の副長、係長及び副長を置かない課(室)にあつては所長が指定する職員(主務課(室)がない場合は、所長が指定する職員)

に、

課(室)長の の決裁事項	佐を置かない課 又は室にあつて は主務係の係長 又は副長(係長 及び副長を置か ない課(室)に あつては、所長 が指定する職員	長補佐を置かな い課又は室にあ つては所長が指 定する職員
-----------------	--	--

支所長の決 裁事項	主務課(室)の 課(室)長	主務係の係長又 は主務課の副長
センター長 の決裁事項	副センター長	主務課の課長
副センター 長の決裁事 項	主務課の課長	主務係の係長
課(室)長の の決裁事項	課長補佐を置く 課にあつては課 長補佐、課長補 佐を置かない課 又は室にあつて は主務係の係長 又は副長(係長 及び副長を置か ない課(室)に あつては、所長 が指定する職員	課長補佐を置く 課にあつては主 務係の係長、課 長補佐を置かな い課又は室にあ つては所長が指 定する職員

を

に改め、

同表教育庁の項中「教育長」を「副教育長」に改める。

第二十一条第十号中二を削り、ホをニとし、へからヌまでをホからリまでとし、同条

第十三号ツ中「公文書等」を「公文書」に改める。

第二十一条の三中「並びに河川総合開発事務所のダム管理出張所」を削る。

第二十一条の十二を次のように改める。

(災害事業センターにおける専決事項)

第二十一条の十二 災害事業センターの次の各号に掲げる者に当該各号に掲げる事務を

専決させることとする。

一 センター長

イ 委任規則第十一条第二号から第四号まで、第五号の二、第十二号ハ及びニ、第十五号及び第二十一号に規定する事務(同条第二号に規定する事務については所属職員の事務分担に係るもの、同条第三号及び第四号に規定する事務については所属職員に係るもの、同条第十二号ハ及びニに規定する事務については所長が指定する庁用自動車に係るもの、同条第十五号及び第二十一号に規定する事務については災害事業センターの所管に係るものに限る。)

ロ 第二十一条第三号ニからチまで及び同条第四号に規定する事務(所属職員に係るものに限る。)

ハ 所属職員(役付職員を除く。)の昇任、降任、配置換、転任及び退職の内申について所長に意見を述べること。

ニ 平成二十九年七月九州北部豪雨による災害に伴う公共土木施設災害復旧事業、河川等災害関連事業その他災害関係事業の工事の実施に関する事務(次に掲げる災害事業センターの所管に係るものに限る。)

(1) 工事の施行予定箇所を調査すること。

(2) 工事の工程を定めること。

(3) 工事代金の部分払の請求書又はしゅん工届を受領したとき、出来高を調査すること。

(4) 潰地の買収又は物件の移転の承諾書及び不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)に規定する必要書類を提出させ、所有権移転の手続を行うこと。

二 副センター長

イ 委任規則第十一条第十二号ホに規定する事務(所長が指定する庁用自動車に係るものに限る。)

ロ 第二十一条第三号ロ及びハに規定する事務(センター長及び副センター長を除く所属職員に係るものに限る。)

第二十二条第二項第二号及び第二十三条第三項第二号中「東京事務所、」を削り、「福岡県久留米県税事務所」の下に、「東京事務所」を加える。

別表一第十の四項課長専決事項の上欄第三号中「第十一条第一項」を「第二十一条第

「一項」に、「第三十二条」を「第四十条」に、「徴する」を「させ、立入検査をする」に改め、同欄第四号から第七号までを削り、同欄第八号中「第十一条第四項」を「第二十一条第三項」に、「主務大臣」を「事業所管大臣又は金融庁長官を経由して個人情報保護委員会」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第九号から第十三号までを削る。

附則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。